

海甲八

大正八年三月二十四日 内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

遞信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

別紙海軍大臣請議海軍技術本部令中
改正ノ件ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀
ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラ
レ可然ト認ム

勅令案

呈 章

參 照

● 海軍技術本部令

大正四年九月二十二日

勅令第百六十一號

改正 大正四年第三ニ五號 大正五年第九號

朕海軍技術本部合フ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

ム 大臣閣議

海軍技術本部令

- 第一條 海軍技術本部ハ之ヲ東京ニ置キ艦船、兵器ニ關スル計畫、審査及其ノ工事ノ技術上ノ監督ヲ掌り且艦船、兵器ニ關スル研究調査ヲ爲シ之ヲ改良進歩ヲ圖ル所トス
- 第二條 海軍技術本部ニ第一部、第二部、第三部、第四部及第五部ヲ置ク
- 第三條 第一部ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一 砲熐兵器、甲鐵及其ノ材料ニ關スルコト
 - 二 砲熐工場及製鋼工場ノ設備ノ計畫及審査ニ關スルコト
 - 三 第二部ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一 造砲製銅ニ從事スル造兵官以下ノ教育ニ關スルコト
 - 二 航空機、水路計器及其ノ材料ニ關スルコト
 - 三 水雷兵器、航空機、水路計器工場ノ設備ノ計畫及審査ニ關スルコト
- 第四條 第二部ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一 水雷兵器、航空機、水路計器及其ノ材料ニ關スルコト
 - 二 水雷工場、航空機工場及水路計器工場ノ設備ノ計畫及審査ニ關スルコト
 - 三 水雷兵器、航空機及水路計器ノ製造ニ

從事スル造兵官以下ノ教育ニ關スルコト

第五條 第三部ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 電氣兵器及其ノ材料ニ關スルコト

二 電氣工場ノ設備ノ計畫及審査ニ關スルコト

三 電氣兵器ノ製造ニ從事スル造兵官以下ノ教育ニ關スルコト

第六條 第四部ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 艦船ノ船體及其ノ材料ニ關スルコト

二 造船工場ノ設備ノ計畫及審査ニ關スルコト

三 造船官以下ノ教育ニ關スルコト

第七條 第五部ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 艦船ノ機器及其ノ材料ニ關スルコト

二 造船工場ノ設備ノ計畫及審査ニ關スルコト

三 造船官以下ノ教育ニ關スルコト

第八條 海軍技術本部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長 副官

第一部長 第二部長 第三部長 第四部長 第五部長

勅令集

海軍省
勅令集

前項職員ノ外海軍技術本部ニ書記及技手ヲ置ク
第九條 本部長ハ海軍大臣ニ隸シ部務ヲ統理ス

第十條 本部長ハ部下職員缺員中又ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコト得

第十一條 本部長缺員中又ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下首席職員其ノ職務ヲ代理ス但シ特ニ代理者ヲ置ク場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 副官ハ本部長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十三條 部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌ル

第十四條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十五條 書記及技手ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從フ

第十六條 海軍技術本部ニ技術會議ヲ置キ重要ナル事項ヲ研究調査セシム

第十七條 技術會議ニ議長及議員ヲ置ク議長ハ本部長ヲ以テ之ニ充ツ會議ノ長ト爲リ議事ヲ整理ス

部長及部員ハ之ヲ議員トス
議員ハ前項ノ外他ニ本職アル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十八條 技術會議ハ本部長必要ニ臨ミ議事ニ關係アル議員ヲ集メテ之ヲ開ク

第十九條 海軍省軍務局長及海軍省經政局長ハ其ノ關係ノ事項ニ付隨時技術會議ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得
第二十條 海軍技術本部ニ必要ニ應シ出仕トシテ將校、機關將校、將校相當官及技師ヲ置クコトヲ得
出仕ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

本令ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

參照

・大正八年度海軍省所管

事項

經理部

技術本部・航空機部設置要點

三五二二二二 内

四

月

海軍八

海軍

海軍局海第 八号

三月二日

文房第八〇四號

大正八年三月十二日

海軍大臣 加藤友三郎

内閣總理大臣 原敬殿

海軍技術本部令中改正ノ件
メ別紙勅令案並理由書ヲ具シ閣議
ヲ請フ

終

朕海軍技術本部令中改正ノ件ヲ
裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正八年三月二十八日

内閣總理大臣
海軍大臣

(改正印記欄)

勅令第^{四十一}號
海軍技術本部令中左ノ通改正ス
第二條中^コ第四部及第五部^ヲ第四部、
第五部及第六部^ニ改ム
第三條第一號中^コ航空機^ヲ、同條第二
號中^コ、航空機工場^ヲ、同條第三號中^コ航
空機^ヲ削ル
第七條ノ二 第六部ニ於テハ左ノ事項ヲ管

掌ス

一一航空機及其ノ材料ニ関スルコト
二航空機工場ノ設備ノ計畫及審査
ニ関スルコト
三航空機ノ製造ニ從事スル造兵官以

下ノ教育ニ關スルコト

第八條中「第五部長」ヲ次ニ「第六部長」

ヲ加フ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(第五章起居)

理由
航空機所掌ノ一部ヲ新設スル必要アルニ
依ル